

## 第2回京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議 事 概 要

○日 時 平成27年5月22日(金)  
10時00分～12時10分

○場 所 神交共ビル9階大会議室

### 1. 開 会 2. 議 題

#### (1) 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

- |      |   |
|------|---|
| 事務局  | ・資料1『京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』に基づき説明。                                 |
| 伊藤会長 | ・只今事務局より設置要綱の一部改正について説明がありましたが、意見・質問がありましたらお願いします。                              |
|      | (・・委員より意見なし・・)  |
|      | ・特に意見がありませんので、設置要綱の一部改正の内容について議決を取りたいと思いますので議決方法について、事務局より説明をお願いします。            |
| 事務局  | ・設置要綱の改正の議決は設置要綱第5条第15項(2)の規定により議決を取ることになっています。                                 |
| 伊藤会長 | ・ありがとうございました。それでは、設置要綱一部改正について議決を取りたいと思いますが異議ありますか。                             |
|      | (・・委員より異議なし・・)  |
|      | ・特段異議がありませんので、設置要綱一部改正につきましては、原案のとおり改正させていただきます。なお、改正後の設置要綱は、後日各委員に送付させていただきます。 |

#### (2) 協議会会長の選出について

- |      |   |
|------|---|
| 事務局  | ・協議会会長の選出について説明                                 |
| 伊藤会長 | ・只今、事務局より協議会会長の選出について説明がありましたが、意見・質問があればお願いします。 |
|      | (・・委員より意見なし)                                    |
|      | ・意見もありませんので、協議会会長の選出について議決を取りたいと                |

事務局 | 思いますので、議決方法について事務局より説明をお願い致します。  
・協議会会長の選出の議決は、設置要綱第5条第15項(1)の規定により議決を取ることとなっています。

伊藤会長 | ありがとうございます。それでは、協議会会長の選出について議決を取りたいと思いますが異議ありますか。

(・・委員より異議なし・・)

事務局 | 特段ご異議がありませんので、原案のとおり東洋大学の岡村教授を会長に選出することとさせていただきます。

事務局 | それでは、引き続き事務局の方で進行をお願い致します。

事務局 | 新たに会長に選出されました岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 | 皆様改めまして岡村でございます。よろしくをお願い致します。この協議会の事業適正化・活性化は重要です。最終的には、タクシーが利用者から安心して、便利で皆様に喜んで頂けるようなタクシーを目指して、この協議会で色々ご議論を頂ければと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。

事務局 | 岡村会長ありがとうございました。それでは、以降の議事進行は、岡村会長をお願い致します。

岡村会長 | 議事に入ります前に、本協議会には設置要綱第5条第10項の規定により、会長が指名する事務局長を置くことになっていますので、前会長である伊藤委員を事務局長に指名しますので、よろしくお願い致します。

・それでは、議事に入ります。

### (3) タクシー事業の現状について

岡村会長 | ・オブザーバーとして出席いただいております神奈川運輸支局より説明をお願い致します。

オブザーバー  
(三上首席) | ・神奈川運輸支局輸送部門三上首席より、資料2『タクシー事業の現状について』説明。

岡村会長 | ・只今、神奈川運輸支局より説明がございました。意見・質問等ありましたらお願い致します。

(・・委員より意見なし)

・特段意見がありませんので次に進みたいと思います。

### (4) 改正特措法施行後1年間の取組み状況について

事務局 | ・資料3『タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後1年

- 間の取組み状況について』説明。
- 岡村会長
    - ・ それでは、意見・質問や紹介など含めましてありましたら、是非お願いを致します。
  - 関委員
    - ・ 一昨年川崎市長と交わした協定書に基づき、UDタクシー対応乗り場ができたおかげで、UDタクシー導入を促進させる効果が出ています。
    - ・ UD車両による川崎夜景観光は、3月の実証実験を終え4月から支部として本格的に取り組むことになった。
    - ・ 今後も観光協会と連絡を密にしてPRしますが、業界としてもUD車両数を増やす必要がある。
    - ・ セダンタイプの生産中止によりUDタイプ車両に移行していくが、高齢者社会に向けなお一層の需要が見込まれる。
  - 岡代理  
(國本委員)
    - ・ 横浜市では、事業者・市民団体による地域交通部会があり、その中でUDタクシーの普及に取り組んでいます。
    - ・ 昨年から、協会横浜支部と協力をしてUDタクシーの利用状況を調べ専用の乗り場の検討を進めている。
    - ・ 市民団体と横浜支部でちらし等を作成してUDタクシーの広報をしています。
    - ・ なお、地域計画の目標に従った取組みは、引続き行われますか。
  - 事務局
    - ・ 続けていく予定です。
  - 岡代理  
(國本委員)
    - ・ 横浜市内も高齢化が進んできており乗合タクシーが必要という要望があるので、積極的に取り組んで頂きたい。
  - 岡村会長
    - ・ 第1回協議会から1年経過し、事業の活性化の取組み状況の報告がありましたが、引続き取り組む必要があるので、委員の方々の協力をお願い致します。

(5) 特定地域の指定について

- 事務局
  - ・ 資料4-1『特定地域の指定について』説明。
- 岡村会長  
オブザーバー  
(三上首席)
  - ・ 参考資料の通達のご説明を神奈川運輸支局よりお願い致します。
  - ・ 参考資料1～5について説明。
- 岡村会長
  - ・ 只今の説明に関して、質問等ありましたらお願い致します。

(・・委員より意見なし)

- 事務局
  - ・ 『特定地域の指定について』は、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論を行うようになっていきますので、利用者の意向に関する説明をお願いします。
  - ・ 資料4-2『タクシー利用者の意向に把握等アンケート調査結果』に

- 岡村会長
- ・ 只今のアンケートに関する質問と、先程の特定地域の指定の説明も踏まえ意見等をお願いします。
- 岡代理  
(國本委員)  
事務局
- ・ 利用者意向のアンケートは、どのような形で実施したのか。
  - ・ アンケート結果をどう捉えているのか。
  - ・ アンケートは、協会のホームページと自動車関係団体の職員、家族にお願いしました。
- 岡代理  
(國本委員)  
事務局
- ・ ホームページの回答はあったのか。
  - ・ ありません。街中で配布するとか考えましたが、皆様も経験あるかと思いますが協力頂けないのが実情です。
- 岡代理  
(國本委員)  
事務局
- ・ 自治体としては、利用者の意向をどのように把握されて、どのように捉えているのかが重要です。
  - ・ タクシーの乗り場で、利用者アンケートは行わなかったのか。
  - ・ 時間的に短い期間でしたので行っていません。
- 岡代理  
(國本委員)  
加藤委員  
事務局
- ・ 分かりました。
  - ・ 「利用者の意向の把握等に関する方法について」は、追ってご連絡するとなっているが、それに沿った調査であったと解釈してよいのか。
  - ・ 結構です。
- 加藤委員  
オブザーバー  
(三上首席)
- ・ 「追って連絡する」とはどのような内容なのか。
  - ・ アンケートの調査内容が示され、それに基づいて実施して頂いています。
- 岡村会長
- ・ このアンケートは、特定地域指定の候補交通圏に様式を配布された実施していると聞いています。
- 木村委員  
オブザーバー  
(三上首席)
- ・ アンケートの雛形に基づき実施したということか。
  - ・ そうです。
- 木村委員  
事務局
- ・ 対象者は特定地域内の居住者という条件はなかったのか。
  - ・ 居住地の記載が1頁にありますが、全員が京浜に住んでいる方とは限りません。京浜交通圏でタクシーを利用したということです。
- 木村委員  
オブザーバー  
(三上首席)
- ・ アンケートを取る上でのガイドラインはなかったのか。
  - ・ アンケート自体が京浜交通圏のタクシーサービスに関する調査であり、ガイドラインの具体的な内容について言って頂きたい。
- 木村委員  
オブザーバー  
(三上首席)
- ・ 居住地を限定する必要がないかということです。
  - ・ 京浜交通圏の人に限定するということですか。
- 木村委員
- ・ そういう意味です。

- オブザーバー  
(三上首席)
- ・国交省からある程度の数が必要といった指示もあり、事務局へお願いしましたが、具体的に各市町村で何名以上というガイドラインはありません。
- 木村委員
- ・分かりました。
- 寶珠山委員
- ・他の交通圏では、継続審議とか同意に至らなかったが理由は何か。
  - ・特定地域の指定について、事業者・個人タクシーの方への周知はどの様に行ったのか。
  - ・特定指定されると車両台数を減らし、また新規参入が認められないという理解していいのか。
  - ・同意された場合の今後の手続きを教えて欲しい。
- オブザーバー  
(三上首席)
- ・千葉県の協議会を傍聴したが、同意しなかったことについての発言等はありません。
  - ・千葉では、保有車両数の過半数を超える賛成がなかったため否決されています。
  - ・8月に公表される需給状況判断の結果によっては、再度特定地域の指定候補になる可能性があり、同じように協議会が開催されることになるかと思えます。
- 事務局
- ・個人タクシーは、各組合を通じ会員事業者全員に特定地域を希望するか否かアンケートによる回答を得ています。
  - ・法人の場合は、特定地域指定の候補になった時点で、事業者説明を行い、特定地域に希望するか否かを書面で代表者から回答を得ています。
- オブザーバー  
(三上首席)
- ・今回の協議会で、同意するか否かの判断をして頂くことになります。
  - ・同意された場合は、国土交通省に協議会長より同意された旨の報告書を提出して頂き、運輸審議会に諮問され、大臣から特定地域の指定を受けようになります。
  - ・特定地域として指定された後、協議会設置要綱、また特定地域計画の作成するようになります。
  - ・地域計画の中で、減車の方法や営業制限等について、協議会で議論して供給削減について決定していきます。
  - ・特定地域のモデル要綱がありますが、その中に議決の方法が規定されており、議決方法はよりハードルが高くなっています。
- 石渡委員
- ・減車には事業者が過剰反応を示しており、組合では「預かり減車」制度を昨年暮れから国等に働きかけています。
  - ・特定地域指定について反対意見はありません。
- 山田委員
- ・アンケートは、自動車関係業界ではなく、もっと一般の方から意見を聞けたらよかった。
  - ・判れば他の交通圏のアンケート結果を知りたい。
  - ・Uberやリフトの影響でタクシーが1/3まで減った国もあり、ま

- た日本の大手ネット事業者にも同様な動きがあり減車ありきの議論を進めると、ウーバーのような事業者が参入してくる危険がある。
- ・高齢者社会に増々向かうなか、タクシーの利便性を考え今後取り組む必要がある。
- 古知委員
- ・財産権の問題であり事業者には反対意見もある。
  - ・特定地域指定になれば、供給力削減ですから事実上の営業の自由がなくなる。
  - ・関東圏では需要が拡大することが想定されるので、事業計画は、慎重に取り組むべきあり、数の力で一方的に従えというのは問題がある。
- 豊島委員
- ・特定地域の指定基準に、実働実車率、日車実車キロがあるが、9年の運賃料金改定の際、迎車料金の扱いが変更しており実車率の計算に迎車走行分が参入されていないのが問題である。
  - ・自社の全営業回数の約40%が無線による配車であって、平均迎車距離は、約1.3キロ、これを平成19年以前の基準で換算すると実車率で約6ポイント上昇。平均一稼働あたりの実車走行キロが20キロ弱増えることになります。
  - ・どの位供給過剰なのかこの点を考慮して、議論をしないと間違った方向に行くのではないかとということで反対という立場をとらせて頂きます。
- 岡代理  
(國本委員)
- ・あとで事業者の意向結果の報告があるのかと思いますが、この問題について議論する場を設けたのか。
  - ・意向調査結果を事業者に周知はされているのか。
- 事務局
- ・法人事業者は、特定地域指定の候補に挙がった時に、全社を集め説明会を行っており、その場で意向調査を行うことを説明している。
  - ・個人タクシーの事業者には、利益に反映するので細かい話はしてないが周知はしております。
  - ・今日の協議会で明確な数字を示させて頂くことになっており、法人・個人タクシーの車両数を合算しての判断となるので、途中経過的なものとして役員会の席上で報告はしています。
- 岡村会長
- ・それでは、意見がないようですので議決方法につきまして、事務局よりお願いします。
- 事務局
- ・議決方法を資料1に基づき説明。
- 岡代理  
(國本委員)
- ・自治体として「同意」、「不同意」を判断する材料として、「利用者の意向について議論が十分されているのか」という視点で、アンケートは一団体を通しての回答であり、また結果を見ると『多い』という回答は半分にも満たない状況であり、利用者の意向が十分把握できているのか疑問がある。
  - ・後程事業者意向の報告をされるということですが、業界内での議論が

十分されているのかも疑問もあります。

加藤委員

- ・「同意」、「不同意」を判断する材料が足りないことから、市としては「判断できない」と考えており、「同意」でも「不同意」でもなく、「棄権」の立場を取らせて頂きます。
- ・利用者、交通事業者、皆さんがウィンウィンの関係になるような到達点を見出していただければ賛否しやすい。包括的に議論が不十分で、どの様なスキームを作っていくのか非常に議論が必要になると考えている。
- ・特定地域に指定された場合、個人事業者の営業問題、各地域における減車の議論が必要となるかと思えます。

古知委員  
事務局

- ・事業者の議決は、協議会のどの方が構成員になっているか分からない。
- ・特措法ができた時に、京浜交通圏の事業者からは、協会長あてに委任状が提出されています。
- ・今回の意向調査は、事業者にとって大事な判断ですので各代表取締役に判断を求め、その結果を踏まえ協会長が判断されるという形になっています。

古知委員  
事務局

- ・全事業者が構成員であるということですか。
- ・非会員の3社を除いて全社が協会に所属しており構成員になっております。

古知委員  
伊藤事務局長

- ・分かりました。
- ・この法律は国会で成立しています。
- ・先程、ウィンウィンの関係という話がありましたが、ドライバーの待遇を改善して、よりいい人材、若い方に乗務して頂くことによって、利用者の利便性、更には安全性に繋がっていくかと思えます。
- ・タクシー事業は、一番重要な人の生命と財産を預かる事業であり、乗務員不足によって利用者の利便を損なわないようにする必要がありその点も理解の上でのご判断頂きたいと思えます。

小島委員

- ・市当局から利用者利便の関係で判断が難しいという回答を頂きましたが、特定地域指定となった場合には、お客様に対して利便性を損なわないようにしていかなければならない。
- ・また事業者、ドライバー等がどの様な形で進めるのがよいか議論するのが協議会だと思えます。
- ・個人タクシーの場合は、一経営者であり、また一ドライバーでもある立場で、今回意向調査を行いました。経営者として・ドライバーとして非常に不安があり現状が厳しい状況に置かれていることは間違いないところです。
- ・我々業界で調査した結果が後程分かりますが、いかに利用者が利用し易くなるかのための第一歩ということで、利用者側の立場の方からご

判断をして頂ければなあと思っています。

岡村会長

・先程、行政の方から判断が難しいという趣旨のご発言を頂いたところですが、「同意する」か「同意しない」かの判断をして頂くことになりませんが、「棄権」という考えになっている委員はいますか。

寶珠山委員

・行政として非常に難しいところで会長一任という形はできますか。

加藤委員

・中々難しい判断であり、事務局長が話されたように、お互いがウィンウィンの関係になるための議論を必ず進めていくというもとでの議決に参加することは可能かなと考えており、会長一任という方法があるのかご回答頂きたい。

岡村会長

・分かりました。議決のところで、「同意」「不同意」及び「棄権」ということで教えさせて頂いて、「棄権」という票につきましては、会長一任と発言を頂きましたが、そういう形でカウントをする提案です。  
・それでは議決に移りたいと思います。事務局より事業者の意向の報告をお願い致します。

事務局

・京浜交通圏には協議会構成員である法人タクシー事業者が107者、また、個人タクシー事業者が2,097者です。

・全ての事業者に、この場で議決をとることが不可能であり、事務局で事前に全事業者に対し書面にて特定地域の指定を希望する、希望しない、の意向を確認するため調査を実施して回答を頂きました。

・その結果、京浜交通圏の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両6,788両、その他のハイヤー車両11両、合計6,799両。

・個人タクシー事業者2,097両、法人、個人合計8,896両。

・特定地域の指定を希望するとご回答頂いた車両数は、6,385両、全車両数の71.8%。

・特定地域の指定を希望しないとご回答頂いた車両数は、2,463両、全車両数の27.7%。

・回答を棄権した車両数、個人タクシー48両。全車両数の0.5%です。

岡村会長

・先程報告頂いた設置要綱第5条第15項(4)②タクシー事業者につきまして、特定地域の指定を希望するタクシー車両数の合計が、京浜交通圏内の協議会構成員であるタクシー事業者が配置する車両数8,896両の過半数を超えましたので、特定地域について、同意すると判断されました。

・設置要綱第4条第1項(1)関係地方公共団体の構成員、(3)労働組合の構成員、(4)地域住民の構成員、(5)その他協議会が必要と認める構成員の皆様にご確認をさせていただきます。

・事務局の方数えてください。

・特定地域の指定に関し、「同意する」と判断される構成委員の方は、挙



手をお願い致します。

(・・事務局カウント・・)

・次に「同意しない」と判断された方、挙手をお願い致します。

(・・事務局カウント・・)

・「棄権」されるという構成員は挙手をお願い致します。

(・・事務局カウント・・)

・報告をお願いします。

事務局

・同意が7者、棄権（会長一任）が5者、反対がゼロです。

岡村会長

・先程と同様に同意するという結果となっております。後は、会長、事務局長ということです。

伊藤事務局長

・同意いたします。

岡村会長

・私も同意をいたします。

・以上の議決結果をもちまして、当協議会においては、特定地域の指定を希望するということになりましたので、国土大臣あてに報告をするということになります。

・これで全ての議事が終了となりました。ありがとうございました。

・最後にタクシー事業者を代表して伊藤事務局長から一言お願い致します。

伊藤事務局長

・特定地域の指定までには手続きがありますが、供給削減計画を中心として、また活性化にも力を入れ、利用者にとっても利便性、快適性、安全性が更に向上されるよう、また、運送の担い手でもある乗務員の待遇改善をしっかりと実行した上で、業界が更によくなるよう引き続きご協力をお願いしたいと思います。

・地域計画作成にあたっては、本協議会の下で全て決めることは難しいことから分科会設置して事業者、関係者の中で検討した結果を本協議会に諮っていきたいと考えています。

岡村会長

・ありがとうございました。

・分科会ということにより具体的な議論をするということは、大変結構なことであり、次の協議会で検討していくことになろうかと思えます。

・前半で活性化のご紹介、後半で特定地域の希望ということを取らせて頂いて、結果として適正化に向けて進めていくことになりました。

・適正化イコール減車で、減車をすることが協議会の仕事ではなく活性化、安全、その他を含めた広い意味での適正化は重要で協議会の役割と思っています。

・構成員の方々、タクシー事業者の皆様には、今後とも引き続きご協力をお願いいたします。

・それでは、議題（6）その他を事務局から何かありますか。

(6) その他  
事務局

- ・只今の議決については、事務局より協議会の岡村会長名にて国土交通大臣に神奈川運輸支局経由で報告したいと考えています。
- ・次回協議会開催は、特定地域の指定後に岡村会長と開催日程を協議して第1回目の特定地域協議会を開催したいと考えていますので日程が決まり次第委員の皆様にご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

岡村会長  
事務局

- ・ご議論ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。
- ・岡村会長、長時間に亘り議事の進行をお努め頂き、誠にありがとうございました。
- ・また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中、多数ご出席を頂き長時間に亘り熱心なご議論を頂き、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。
- ・以上をもちまして第2回京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を閉会と致します。誠にありがとうございました。

○閉 会 (12:10)